

あなたが**裁判員**に なったとき、**被告人**に **発達障がい**が あったらどうしますか

～発達障がい、ってどんな障がい？～

2012年7月、裁判員裁判において、発達障がい（本件ではアスペルガー症候群）のある被告人に対して、検察官の求刑よりも重い懲役20年の判決が言い渡されたことは、福祉関係者や法曹関係者等にとって、大きな衝撃でした。この判決が出された背景には、発達障がい社会に広く知られていなかったことがあります。そこで、これから裁判員となり得る多くの市民の方に、発達障がいについて正確に理解していただき、その理解を深めていただきたいと思います。

日時 (平成26年) **2014年1月18日(土)** 午後1時～4時30分
会場 **大阪弁護士会館** 2階

プログラム

第1部 基調講演「発達障がい者と刑事手続き」

脇中 洋氏（大谷大学教授・発達心理学・法心理学・臨床心理士・保育士）

第2部 判例調査報告

第3部 パネルディスカッション～発達障がいと裁判員裁判～

パネリスト

脇中 洋教授、益子千枝氏（兵庫県地域定着支援センター）

福田啓子氏（大阪自閉症協会）、谷川耕一氏（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会支援センターしらさぎ）

コーディネーター

辻川圭乃弁護士（大阪弁護士会）

手話通訳
要約筆記
有り

主催：大阪弁護士会

参 加 申 込 書

あなたが裁判員になったとき、 被告人に発達障がいがあったらどうしますか ～発達障がい、ってどんな障がい?～

【日時】2014年1月18日(土)午後1:00～午後4:30

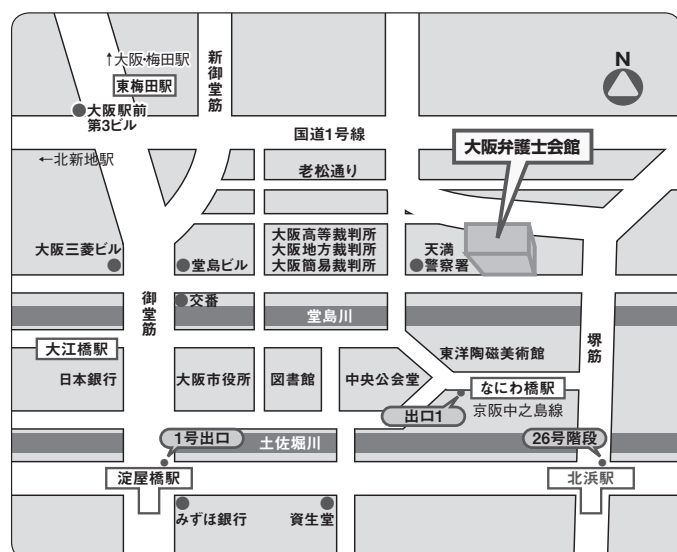
【会場】大阪弁護士会館 2階ホール

大阪弁護士会 法律相談部相談二課 宛

FAX 06-6364-5069

ふりがな			
氏名			
TEL	() —	所属	
FAX	() —	参加人数	

お問合せ先



TEL 06-6364-1238

(大阪弁護士会 法律相談部相談二課)

※ 団体で参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の記入に御協力ください。

※ 御提供いただいた個人情報は、参加者の把握に利用します。同個人情報は、大阪弁護士会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。

大阪弁護士会館 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分